

みなさまのご健康とご多幸を  
お祈り申し上げます

賀正



まちの情報紙

議会だより(新年号)合併号

広報

太

Public Relations  
TAISHI Town

子

2019

1

月号

No.530

主な内容

- 2 新年のあいさつ
- 9 フォトニュース
- 10 みんなのひろば
- 13 健康インフォメーション
- 15 高齢者情報局
- 16 子育て応援ナビ
- 20 人権コーナー「気づく」
- 27 タウンインフォメーション

# 新年

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

みなさまにおかれましては、新年の幕開けを健やかに迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、昨年中は町政への温かいご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、平昌冬季オリンピックでの羽生結弦選手やパラリンピックでの村岡桃佳選手、また、大リーグの大谷翔平選手や史上最少プロ棋士、藤井聡太七段など若者たちの活躍とともに、2025年の大阪万博が決定するなど明るい話題が世間を賑わせた一年でありました。

また、異常気象ともいわれる猛暑、酷暑、そして、大型の台風や全国各地で頻発する集中豪雨などによる風水害、さらに、大阪北部における地震や北海道胆振東部地震による震災など、自然の脅威がもたらす災害が後を絶たず、日本各地に甚大な被害をもたらした一年でもありました。

このような中、災害に対する備えの状況により被害の規模が大きく左右されることから、昨年は、「防災」を中心に「災害への備えと地域防災活動」をメインテーマとした「地域づくりからの支え合い勉強会」の開催を町会・自治会で進めて頂きましたが、引き続き「支え合い安心して暮らせるまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えております。

また、2年後に迎える聖徳太子没後1400年をターゲットトイヤーとして、観光振興、シテイープロモーションを積極的に進め、本町の更なる活性化に努めてまいりますので、みなさまのお力添えをよろしくお願いいたします。

さて、本年は、「平成」という時代が幕を閉じる年でもあります。「平成」の時代を振り返ってみますと、中国では天安門事件が起こり、また、東西ドイツではベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦の終結宣言がされ、国内では、消費税が3%でスタートし、日経平均株価は史上最高値を記録するなど、高度経済成長から長らく続いた「上り」の時代がピークに達しましたが、後にバブルと呼ばれる好景気は崩壊し、日本が長期低迷の時代を迎えることとなるなど大きな転換点となる時代でありました。

また、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件、アメリカ同時多発テロ、東日本大震災など大きな災害や事件などが記憶に新しいところでもあります。そして、現在、戦後一貫して増え続けていた人口が減少しはじめ、合計特殊出生率も近年若干の伸びが見られるものの、依然として15を下回る水準が続いており、一方で高齢化率は異次元の伸びを見せ、この30年間で倍以上となる30%近くまで上昇しております。

本町においても、少子高齢化とともに人口が減少するという大きな人口構造の変化は確実に進んでいる中、平成27年に国連で採択されましたSDGs(持続可能な開発目標)にある「持続可能」が最も大切なキーワードになるものと考えており、改めてこの視点を再確認し、将来世代に負担を先送りすることなく、平成の、その

先の時代に向かつて持続可能な暮らしやすいまちづくりを進めてまいりますので、より一層、みなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年がみなさまにとりまして、幸多き年となりますよう心から祈念いたしましたして、新年のご挨拶いたします。

平成三十一年 元旦

太子町長 浅野 克己



# 所得税(及び復興特別所得税)・消費税(及び地方消費税)・贈与税の申告相談

【と き】 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時

【ところ】 すばるホール

※土日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設。申告書などの受付及び用紙の交付は、午後5時まで。

※申告書作成会場の混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※申告書作成会場は、大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成してご提出ください。

※すばるホールでは、納付手続、納税証明書の発行及び相続税の相談は行っていません。

※申告書作成会場にお越しの際には、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。

## ○平成30年分の申告期限、納付期限

税 目 等	申 告 期 限	法 定 納 期 限		口 座 振 替 日
所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	確定分	3月15日(金)	4月22日(月)
		延納分	5月31日(金)	5月31日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月1日(月)		4月24日(水)
贈 与 税	3月15日(金)	3月15日(金)		

申告書などは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による送信、郵便や信書便による送付、または、税務署の時間外文書収受箱への投かんにより、提出することができます。

国税は、申告した税額などにに基づき納税者ご自身で納付の期限（納期限）までに納付して頂く必要があります。納付書は申告書作成会場及び税務署に用意しています。

※申告書の提出後に納付書の送付や納税通知書などによるお知らせはありません。

## ○医療費控除について

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## ○マイナンバー（個人番号）について

申告書などに個人番号の記載、提出する際に本人確認書類の提示、または、写しの添付が必要です。税務署に申告書などを提出する場合には、個人番号（マイナンバー）を記載して頂くこととなります。その際に、本人確認書類の提示、または、本人確認書類の写しを申告書などに添付して頂く必要があります。

### 【本人確認書類について】

①個人番号カード（マイナンバーカード）

②通知カード＋③運転免許証、健康保険証など

※郵送により提出する場合には、上記①、または、②③の写しを添付してください。

## ○申告書の提出について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。このコーナーでは、給与所得者、または、公的年金所得者向けの申告書作成画面を設定しています。初めての人でも操作がしやすい画面となっていますので、ぜひ、ご利用ください。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できます。また、e-Tax（電子申告）を利用して提出することもできます。詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

## ○ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税を行った自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することにより、所得税の確定申告、または、住民税の申告を行わなくても所得税の寄附金控除相当分を含めて住民税から税額控除されるという制度です。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が減額されます。

## ●ふるさと納税（寄附金控除）を適用するために確定申告書の提出が必要な場合

次の①、または、②に該当するときは、ふるさと納税に係る寄附金控除の額を記載した確定申告書の提出が必要となります。

①6団体以上の自治体へ寄附した場合

②確定申告書を提出した場合

例えば、給与所得者が医療費控除を受けるために確定申告書を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されないため、確定申告書にふるさと納税に係る寄附金控除の額を併せて記載する必要があります。

## ○年金所得者の申告手続の簡素化について

公的年金などに係る雑所得を有する一方で、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるためには、住民税の申告が必要となる場合があります。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281

# 嘱託員・アルバイト募集

**【申込書類】** エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートは、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

**【採用方法】** 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

**【申込場所】** 役場庁舎3階 秘書課

**【任用期間】**

嘱託員 平成31(2019)年4月1日～2020年3月31日

アルバイト 平成31(2019)年4月1日～2019年9月30日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、原則として65歳に達した人の更新はありません。

**【申込期間】** 1月7日(月)～23日(水)

午前9時～午後5時30分

※土日、祝日は除く。

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
嘱託員	保育士	若干名	子育て支援業務・相談支援業務	72,640～181,600円(月額) 勤務日数により変わります。	週2～5日で勤務日数は相談に応じます。 <b>【勤務時間】</b> 午前9時～午後5時15分 <b>【休日】</b> 土、日曜日及び祝日 ※週3日以上勤務で社会保険あり。 ※交通費支給。	保育士資格
	相談支援員	1人	障がい者や生活困窮者などの要支援者の相談支援	224,500円(月額)	<b>【勤務時間】</b> 午前9時～午後5時15分 <b>【休日】</b> 土、日曜日及び祝日 ※社会保険あり。 ※交通費支給。	社会福祉士、または、精神保健福祉士資格 普通自動車運転免許(A T限定可)
	保健師	1人	成人保健、母子保健にかかわる事業(健康相談、健診など)	224,500円(月額)	<b>【勤務時間】</b> 午前9時～午後5時15分 <b>【休日】</b> 土、日曜日及び祝日(ただし、イベントなどにより出勤の場合あり) ※社会保険あり。 ※交通費支給。	保健師資格 普通自動車運転免許(A T限定可)
	放課後児童支援員	1人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	181,600円(月額)	<b>【勤務時間】</b> ・月曜日～金曜日 午後0時45分～午後6時15分 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 午前8時～午後6時15分 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※交通費支給。	③を必要とし、かつ、①、②のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、社会福祉士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人
アルバイト	言語聴覚士	2人	子どもの発達に関する相談業務	3,400円(時給)	<b>【勤務時間】</b> ・午前9時～午後5時30分の間で1回3時間を月4回勤務 <b>【休日】</b> 土、日曜日及び祝日 ※交通費支給。	言語聴覚士資格
	作業療法士	1人		3,400円(時給)		作業療法士資格
	臨床心理士	2人	・子どもの発達に関する相談業務 ・療育教室の企画、運営	3,000円(時給)	<b>【勤務時間】</b> 午前9時～午後5時30分の間で3～5時間を月6日勤務 <b>【休日】</b> 土、日曜日及び祝日 ※交通費支給。	臨床心理士資格
	放課後児童支援員	1人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,080円(時給)	<b>【勤務時間】</b> ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、社会福祉士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人
放課後児童補助員			970円(時給)	資格要件はありません		

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
アルバイト	介助員	3人	町立幼稚園・小中学校で支援の必要な児童及び生徒の日常生活、身辺自立の補助介助	1,080円 (時給)	【勤務時間】 午前8時30分～午後4時45分 ※学校によって、若干の変更あり。 【休日】土、日曜日及び祝日、春休み、夏休み、冬休み ※社会保険あり。 ※交通費支給。	介助員経験者・保育士免許、または、教員免許などを有する人
	介助補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	臨時保育指導員 (預かり保育指導員)	1人	町立幼稚園での預かり保育	1,080円 (時給)	【勤務時間】 午前11時15分～午後4時15分(水曜日) 午後1時45分～午後4時15分(水曜日以外の平日) ※夏休み期間中で指示のあった日については午前8時45分～午後4時15分。 【休日】土、日曜日及び祝日 ※交通費支給。	保育士資格、または、幼稚園教諭免許

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

## ～あなたが主役のまちづくりへ～町長直通便の報告 (平成30年7月分～9月分)

町長直通便は、町政に望んでいることやご意見を頂くため行っています。その内容は、定期的に町ホームページや役場庁舎1階フロアで公表していますが、住民のみなさまに幅広く情報を提供するため、報告します。

平成30年7月～9月には、みなさまから10件のご意見やご感想が寄せられ、その内容は、生活に身近なものから、環境や社会教育に関するものなど様々です。ここでは、みなさまから寄せられたご意見などを紹介します。

詳しくは、町ホームページ及び役場庁舎1階フロアで掲載しています。

### ●平成30年7月～9月の期間に寄せられた町長直通便の内容と件数

分類	頂いたご意見などの概要	件数
福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語聴覚士の配置の充実について</li> <li>補聴器部品の購入補助について</li> </ul>	2
地域コミュニティ	—	0
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>里道の陥没について</li> <li>台風による停電時の対応について</li> <li>体育館に行くまでの道路の管理について</li> <li>磯長小学校の工事の騒音等について</li> <li>磯長小学校のプール周辺の側溝について</li> <li>磯長小学校のエアコン室外機の熱風対策について</li> </ul>	6
学校・社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツジム（プール）の建設について</li> <li>体育館メインアリーナ冷房設備設置について</li> </ul>	2
その他	—	0
合 計		10

### 【町長直通便の利用方法】

町ホームページ「町長の部屋」の「町長直通便入力フォーム」を利用されるか、役場庁舎1階フロア及び町立公民館、町立総合体育館に提出箱を設置していますので、所定の様式に明記し、投函してください。

※みなさまから寄せられたご意見、ご感想については、全て町長が読ませて頂き回答していますが、住所、氏名が無記入の場合、回答できませんので必ず明記してください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

## 町立幼稚園防犯教室

平成30年11月29日(木)、町立幼稚園で防犯教室が行われました。  
この防犯教室は、大阪府警察本部生活安全指導班の協力によるもので、着ぐるみなどを使った演技などにより、子どもたちが誘拐などの被害に遭わないための方法をわかりやすく指導して頂きました。



## ミニ健康展 in 聖徳市

平成30年12月のミニ健康展では、太子町食生活改善推進協議会「若芽会」の皆さんと一緒に、食育の一貫で高野豆腐を使ったスープの試食を食べて頂きました。

良質のたんぱく質をおいしく食べて、元気で丈夫なからだをつくるお勧めの一品です。

レシピについては、健康増進課までお問い合わせください。



# NEWS

## かまどDE茶がゆ

平成30年12月1日(土)、登録文化財・大道旧山本家住宅で、太子町リーダー会主催の「かまどDE茶がゆ」が行われました。

午前中は「へっついさん」で「茶がゆ」を炊いて食べ、午後からは羽根つきやかるた、花一匁など昔遊びをしました。

当日は天候にも恵まれ、貴重な体験をし、楽しい時間を過ごしました。



## 障がい者週間キャンペーン

障がい者週間中の平成30年12月3日(月)、太子町身体障がい者福祉協議会、太子町手をつなぐ親の会、太子町社会福祉協議会の皆さんが、町内のスーパーマーケットとホームセンターの前で、障がいへの理解促進のため、折り紙を配布しました。

障がい理解と関心を持ってもらえよう、皆さんのご協力をお願いします。



# みんなで町をきれいに！ クリーンキャンペーン

平成30年12月2日(日)、町内一斉にクリーンキャンペーンを行いました。

住民の皆さんが力を合わせて、道路や水路、公園などの清掃を行いました。

30年以上の年月を経て、クリーンキャンペーンは「まちを自らの手で綺麗にする取り組み」として、町に根付いた清掃活動となっています。

ご協力ありがとうございました。



## トナ会

平成30年12月15日(土)、町立総合体育館で、太子町リーダー会主催の「トナ会」が行われました。



リーダー会は、地域の子どもの交流をつうじ、青少年の健全育成を図る目的で、中学生から社会人のメンバーで構成されています。トナ会は、年末の恒例イベントとなっています。

学年に関わらず一丸となってゲームに参加し、最後にはみんなで持ち寄ったプレゼントを交換して少し早めのクリスマスを楽しみました。

# PHOTO



## 献血キャンペーン

毎年12月の「大阪府献血推進月間」に合わせて、平成30年12月12日(水)、太子町献血推進協議会会員の皆さんが、近鉄上ノ太子駅前でポケットティッシュを配布し、献血への協力を呼びかけました。

いつでも患者さんに血液をお届けできるよう、献血のご協力をお願いします。



# みんなの ひろば

がんばった人に



はなまる

敬称略

◆第68回「社会を明るくする運動」作文コンテスト

- ひまわり賞  
田中 沙希 (太子中2年)
- 中嶋 由依 (太子中2年)
- 奨励賞  
石井 悠理 (太子中2年)
- 尾北 実田 (太子中2年)

◆全国スポーツ推進委員連合  
スポーツ推進委員功労者表彰  
太子町スポーツ推進委員長  
畠中 成

◆文化の日大阪府教育委員会  
教育功労表彰  
太子町社会教育委員会議 副議長  
伊藤 隆

◆平成30年度大阪府社会福祉大会  
大阪府社会福祉協議会 会長表彰  
仲谷 佐多子

◆香芝カップ 準優勝  
◆第15回 南大阪オータムカップ  
5位〔写真〕  
太子ミニバスケットボールクラブ  
男子



◆香芝カップ 準優勝  
◆第15回 南大阪オータムカップ  
5位〔写真〕  
太子ミニバスケットボールクラブ  
女子



◆南河内地区 総合体育大会  
準優勝  
太子中 男子バレーボール部



◆南河内地区 秋季大会  
準優勝  
太子中 女子バスケットボール部



◆南河内地区剣道新人大会  
準優勝  
太子中 剣道部 女子団体



◆南河内地区剣道新人大会  
第3位  
太子中 剣道部 女子団体



## 二上杯テニス大会(太子町テニス大会)

- 混合ダブルス 11月11日(日)  
優勝 堀端 勇介  
弓場 美津江
- 準優勝 洞 忠彦  
神戸 亜矢子
- 第3位 阪野 鉄生  
西田 志津江
- 第3位 山崎 基嘉  
飯田 良美
- 男子ダブルス 11月18日(日)  
優勝 阪野 鉄生  
木村 建太

- 準優勝 遠山 典男  
新宮 武雄
- 第3位 舟尾 英紀  
井上 英紀
- 女子ダブルス 11月25日(日)  
優勝 西野 真理子  
山本 美奈
- 準優勝 西山 華里  
西村 友香
- 第3位 関本 史子  
水口 史子

◆第31回全日本障がい者ライフル射撃競技選手権大会  
チームライフル ヒジ撃ち部門  
第1位  
チームライフル 自由撃ち部門  
第1位  
東 宏





町立公民館行事予定 1月

▼健康麻雀教室

1月9日(水)・16日(水)・23日(水)  
午前9時30分～正午

町立図書館行事予定 1月

おはなしひろば

【とき】 1月19日(土)

午前11時～11時30分

【ところ】 町立図書館

※詳しくはお問い合わせください。

◆問合せ 町立図書館

☎98-5526



# 川柳

敬称略

- 種あかしてみて笑いどつと出る 桑原 優
  - 種をまき芽が出る頃に忘れてる 上田美佐子
  - 花の種春に咲く頃待ち遠し 上田 恒子
  - 日向ぼっこ話の種を播いている 山本 博子
  - 認知症予防の接種待っている 山下 和男
  - 暦見て野菜種子時く月日見る 三浦富美子
  - 今の世は種無し葡萄があたり前 笹部 次夫
  - いけないと思うところに種がおち 奥田 早苗
  - 永遠に地震の火種消えぬなり 川村 勸
  - 消そうにも消せない蒔いた種がある 小路 淳水
  - 花すみて初春の種ありがとう 植田 清子
- 2月号の題は「心」(締め切り1月5日)。3月号の題は「涙」(締め切り2月5日)です。

# 俳句

敬称略

- 朝日さす大和三山秋深し 本多 幸子
- 居酒屋の席を詰めあふそぞろ寒 余保 英代
- 秋風と共に歩みて一万歩 高田 正裕
- 強面の仁王和める秋祭 明石 志郎
- かしましく夫婦喧嘩や冬温し 平木佳代子
- 野良猫に我が身を重ね秋深し 辻本佳代子
- 長き夜や遺影の夫の変わりなし 西村美智子
- 草野球猪の足跡まじ均し 麻野 明子
- 秋暁やライン真白き運動場 松井けい子
- 踏む音の遠ざかりゆく落葉道 田中 寛一
- 風の秋西日に乗せて阪和線 若松 古泉
- おおかたは寝てゐる老いの夜なべかな 小路喜与志
- 鳴高音こゑをかぎり冬支度 下城かよ子

# ふれあい 掲示板

## コンサートin太子参加者募集

4月下旬～5月予定の町立万葉ホールでのコンサートに出演して頂けるソロ、または、グループでの演奏者を募集します。

例年、音楽愛好家による琴、尺八、大正琴、フォークギター、ピアノ、声楽、管楽器などのコンサートを行っています。お気軽にお問い合わせください。

【参加費】 別途お問い合わせください

【申込】 2月末締切

◆問合せ 河合 ☎090-7098-6037

## タバコのポイ捨ては絶対にやめましょう

まちの景観を損ねている、路上に捨てられたごみの約9割が、タバコの吸殻です。タバコの吸殻のポイ捨ては、「太子町美しいまちづくり条例」で禁止されています。

タバコのポイ捨ては、まちが汚れてしまい、火災の原因となる場合があります。

火のついたタバコの先端は、温度が約800℃にもなり、特に歩きタバコは、すれ違いざまに通行人にあたれば服を焦がしたり、やけどをさせてしまう危険性があります。タバコは灰皿のあるところで吸うか、携帯灰皿を携行し、ポイ捨てはやめましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

## 凍結防止剤散布

1月と2月は、1年で最も寒い時期です。この時期、凍結すると危険な坂道などに凍結防止剤を備え付けています。

近所の道路が凍結して危険なときには、凍結防止剤を散布して頂くようご協力をお願いします。なお、凍結防止剤は「塩」のようなもので、人体に害はありません。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

## 富田林けいさつからのお願い ～1月10日は「110番の日」～

「事件」「事故」緊急時は「110番」を相談など、救急でない通報は、#9110か、富田林警察署へおかけください。

本当に困っている人たちのために、いたずら110番はやめましょう。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234

## ひとのうごき

		( )内は前月比	
人口	13,453人 (+6)	転入	42人
男	6,613人 (+3)	転出	28人
女	6,840人 (+3)	出生	7人
世帯数	5,474世帯 (-2)	死亡	15人

まちの面積 14.17km<sup>2</sup>  
(12月1日現在)

## 不要品交換

- ゆずってほし  
町立中制服・体操服(女子、夏・冬 サイズS or M)、カバン「無料」  
・補聴器「無料」  
・町立中制服(女子、夏用スカート、冬用上下 サイズ160cm～170cm)、カバン「無料」
  - ゆずります  
・座椅子「無料」  
・学習机「無料」  
・さく乳器「無料」  
・コタツ(105×75×40)「無料」  
・子どもミニだんじり「相談」  
・テーブル(124×65×35)「無料」
- ◎ゆずりたいもの、ゆずってほしいものがあれば、消費生活友の会会員または事務局、観光産業課(☎98-5521)までご連絡ください。

## 新春ウォーク ③

からだを動かしてあったまろう！

新春ウォークにチャレンジして、今年一年の健康づくりをスタートさせましょう。

町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。

【とき】 1月7日(月)  
午前9時30分

【ところ】 町立保健センター集合

※雨天は中止、判断に迷う場合はお問い合わせください。

※水分補給のため、飲み物をお持ちください。



## こころほぐしの会 (こころの健康相談会)

午前中は保育付きです

この相談会では、臨床心理士があなたの気持ちに寄り添いながら、友達や学校、仕事や家族、子育ての悩みなどに関するこころの整理のお手伝いをします。

子育て中のパパ・ママも気軽に利用できます。利用された人からは「話を聞いてもらえてよかった」などの声を頂いています。

【とき】 1月23日(水)  
①午前10時～  
②午前11時～  
③午後1時30分～  
④午後2時30分～

【ところ】 町立保健センター

【対象】 太子町内在住・在勤の人

【内容】 臨床心理士による悩み・不安・ストレス・うつなどの心理的問題に対する個別相談

【参加費】 無料

【保育】 ①②の予約枠はお子さんの保育も可能です

【申込】 事前にお電話でご予約ください

## わくわく農業体験 参加者募集 ③ (じゃがいも編)

【とき】 第1回目 2月23日(土)  
午前9時45分集合

※2月～6月までの期間で全4回。

【ところ】 わくわく農業体験クラブの畑

【対象】 就学前の幼児とその保護者・小学生30組

※応募者多数の場合は、抽選で決定します。

※小学生は、幼児たちのリーダーとなって畑作業を手伝ってまいります。

【参加費】 一組500円(一組4人まで)

【応募】 1月4日(金)～18日(金)  
応募用紙の配付は、町内の保育園・幼稚園・保健センターで行っています。

7株のジャガイモを収穫できます。

また、ポスターを掲示していますのでご確認ください。



◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

## 受けましょう！がん検診

【場所】 町立保健センター

【費用】 無料

### 10 大腸がん検診

(受付時間内にキットを持ってこるだけです)

実施日 1月22日(火) 午前

対象者 40歳以上の人

受付時間 午前9時～午後1時

### 10 肺がん・結核検診

実施日 1月17日(木) 午前

対象者 40歳以上の人

募集人数 20人

※大腸がん検診も同時に受けられます。

### 10 胃がん検診

実施日 1月17日(木) 午前

対象者 40歳以上の人

募集人数 37人

◎検診は予約制です。電話でお申込みください。

定員になり次第締め切ります。

◎職場などで検診を受ける機会のある人は、対象となりません。

◆申込・問合せ

健康増進課 ☎98-5520

## たいしくんスマイル抽選会&ミニ健康展 in 聖徳市 ③

今年も、健康マイレージ事業たいしくんスマイルの抽選会を、1月の聖徳市で行います。

応募頂いた人の中から、特賞が6人に当たります。また、町内・外の協賛企業から、無償で提供して頂いた商品券などの記念品や、特産品などが当たります！

当日は、その場で当選者の発表を行います。記念品の贈呈は2月の聖徳市で行います。寒い時期ですが、ぜひ、ご参加ください。

また、当日は、ミニ健康展として「健康づくりのための運動について」を行います。

1月1日にスタートした『2019たいしくんスマイル』のスマイルを集めるためにも、抽選会&ミニ健康展にお越しください。

【とき】 1月20日(日) 午前10時～午後1時(抽選会は午前11時開始)

【ところ】 太子・和みの広場

なお、2018たいしくんスマイルの応募は1月9日(水)まで役場1階 保険医療課、または、町立保健センター内の健康増進課で受け付けています。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520




## ●母子保健

★かならず母子手帳をお持ちください。

【場所】 町立保健センター（2階すこやかホール）

	種類	診療場所	診療日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 富田林市向陽台1-3-36		
急病診療紹介	富田林市消防署 ☎23-9919	消防署では、午後8時～翌朝8時まで、救急診療の当番病院を紹介し、場合によっては救急車での搬送を行います。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は午後4時～翌朝8時		
救急医療相談窓口	【24時間・365日】 ☎#7119 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6582-7119 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。 《緊急時は迷わず119番へ》		
大阪府小児救急電話相談	【午後8時～翌朝8時】 ☎#8000 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6765-3650 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。「こどもの救急」ホームページ ( <a href="http://kodomo-qq.jp/">http://kodomo-qq.jp/</a> ) でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。		

種類	対象児	実施日	内容
4か月児健診	平成30年8月14日～9月30日生まれ	1月10日(木)	対象者の人には案内通知します。 <span style="float:right">⑤</span>
1歳6か月児健診	平成29年5月～6月生まれ	1月11日(金)	
赤ちゃん会ぶらす	1歳6か月までの おさんと保護者	1月16日(水) 1月30日(水)	みんなで遊べるようホールを開放しています。 相談・身体計測をご希望の方は母子手帳をお持ちになり、受付時間内にお越しください。 【受付時間】 9:30～10:00 【実施時間】 9:30～11:30 【イベント実施時間】 10:30～11:30 16日 赤ちゃんのスキンケア <span style="float:right">③</span> 

## ●健康づくり

種類	実施日	実施時間	内容
町内ウォーキング(新春ウォーク)	1月7日(月)	9:30～	町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。町立保健センター集合。雨天中止(判断に迷う場合は町立保健センターまでご確認ください)。ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をお持ちください。 <span style="float:right">③</span>
ストックウォーキング	1月15日(火)		

## ●健康相談

【場所】 町立保健センター

【場所・問合せ】 富田林保健所 ☎23-2681

種類	実施日時	内容	種類	実施日時	備考
⑤ 保健師・栄養士による健康相談	1月25日(金) 13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。(要予約)	こころの健康相談 ☎23-2684	9:30～12:15/13:00～17:00	予約制
			エイズに関する相談 ☎23-2683	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～12:15/13:00～17:00	電話相談も可能
			骨髄移植対策推進事業 骨髄バンクドナー登録 ☎23-2684	第一水曜日(年末年始、祝日を除く) 11:00～12:15	予約制
			飲用水・井戸水検査 ☎072-952-6165	毎週月曜日 (月曜日が祝日の時は火曜日)	予約制 検査手数料が必要
			医療機関に関する相談	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～12:15/13:00～17:30	

## ●健康と笑顔のWAプロジェクト

### 町内のお医者さんに聞く！

健康を保つために心がけたいこと。

今回は、太子町の健康と食育を推進する『健康づくり推進会議』の中で出てきた天城委員・北株委員のご意見を紹介します。

#### 腹八分目を心がけよう。

天城 完二 医師

運動は、高血圧や糖尿病などの内科的疾患が改善する、骨粗しょう症の予防になるなどだけでなく、心の問題がほどかれるなど、様々な病態に効果があると思います。それは普段の患者さんの表情を見るだけで、感じ取れます。

食事については、診察の際「バランス良く食べましょう」と繰り返すことが多いですが、やはり食べ過ぎないということ、すなわち「腹八分目にしてお腹いっぱいにならない」というこ

富田林保健所では、肝炎ウイルス検査、風しん抗体検査、腸内細菌検査なども行っています。

とが何よりも大切であると、日頃より感じております。

#### 毎日、体重計に乗りましょう。

北株 義純 医師

腹八分目は、大切です。体質で太るということもありますが、努力することがやっぱり大事。その努力を確認するためにも「毎日、体重計に乗る」。数字が減ると、下がるといった感覚が身につく。数字が増え、今日は食べるのを減らそうと良い努力をする。

「毎日体重計に乗りましょう。」って、心理的な効果があるような気がします。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

## 高齢者の障害者控除対象者認定書

障がい者手帳などの交付を受けていない人であっても、65歳以上で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体障がい者、または、知的障がい者に準ずる」と認められるときは、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。確定申告などで、この控除の適用を受けようとするときは、町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要になります。

### ○申請の手続き

高齢介護課へ申請書をご提出ください。後日審査のうえ証明書を発行します。

### ○認定方法

基準日（平成30年12月31日）より以前で、直近の要介護認定の記録による審査などを行い認定します。

### ■以下のいずれかに該当する人は、申請する必要はありません。

- すでに障がい者手帳などの交付を受けている人
- 障害者控除前で、すでに非課税の人
- 過去にこの認定を受けたことがある人（ただし、障がい事由に変更がない場合に限りです）

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538



## お達者健康講座 ③

高齢になると、うまく食べられなかったり消化機能が落ちていたり、栄養も水分も充分にとれていない場合があります。これからも元気に過ごすために「低栄養」を予防する食生活について考えてみませんか？お気軽にご参加ください。

【と き】 1月28日(月)

午前11時～正午

【ところ】 町立総合福祉センター2階

ホール（広間）

【内 容】 講話「低栄養を予防しましょう！」

【参加費】 無料

※総合福祉センター送迎バスをご利用ください。

### ◆問合せ

地域包括支援センター(高齢介護課)

☎98-5538

健康増進課

☎98-5520

## 有償ボランティアとして活動してみませんか？

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、誰かの助け、支援が必要となってきます。介護保険サービスは必要ない人でも、ちょっとした困りごとは出てきます。

それを支える活動の一つに有償ボランティアがあります。

「もう年だから、人の世話など無理。お世話してもらう方だ。」と思われる人も多いかもしれません。しかし、高齢になってもできること、高齢者だから分かることもあると思います。その力を一人ひとりが出し合って、困った時はお互い様で、あなたができることをしてみませんか。

ご自身の生きがいづくり、健康づくり・介護予防・認知症予防にも役立ちます。

町では下記の3団体で活動できます。関心のある人はお問い合わせください。

団体名	所在地	問合せ
寿喜菜の会 (暮らしの困りごとサポーター)	春日1733	☎98-4140
プラスワンサービス	社会福祉協議会内	☎98-1311
NPO法人太子たすけあいコスモス	山田77番地	☎98-3699

## 介護予防パートナー養成講座

みんなが元気に年齢を重ねれば、超高齢化社会を迎えても大丈夫。早いうちから、介護予防効果のある『体操』を毎日の生活の中で自然と無理なく取り組む「介護予防パートナー」として知識と技術を習得し、町内で活動を一緒に始めませんか。ご自身の健康維持や生きがいづくりにもつながります。

	日 時	内容(予定)
1日目	1月24日(木) 午前10時～正午	オリエンテーション、講話、ウォーミングアップ
2日目	1月28日(月) 午後1時30分～4時	講話
3日目	1月31日(木) 午前10時～正午	講話、のびのび体操、リズム体操
4日目	2月4日(月) 午前10時～正午	ステップ台運動、クールダウン
5日目	2月6日(水) 午前10時～午後4時	体力測定と実践、修了式

※開催場所など詳しくは、お申込み頂いた人にご連絡します。

【募集人員】 10人

【持ち物】 筆記用具、飲み物

【受講料】 無料

◆申込・問合せ 社会福祉協議会 ☎98-1311



# 太子町高齢者情報局

平成31年1月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、「介護保険料の社会保険料控除」「介護保険などの費用と医療費控除」「高齢者の障がい者控除対象者認定書」「お達者健康講座」「有償ボランティアとして活動してみませんか?」「介護予防パートナー養成講座」をお届けします。

## 介護保険料の社会保険料控除

平成30年中に納められた介護保険料は、平成30年分の確定申告の際、所得税や住民税の「社会保険料の所得控除」が受けられます。確定申告の際に、提示、または、添付する証明書は表のとおりです。

※平成30年中に、特別徴収と普通徴収の両方で納めて頂いた人は、それぞれの証明書を併せてご利用ください。

支 払 法	●特別徴収の人	●普通徴収の人	
	年金で納めて頂いた人	納付書で直接金融機関などの窓口で納めて頂いた人	口座振替で納めて頂いた人
証 明 書 の 行 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構などの年金保険者から「源泉徴収票」がハガキで通知されます。</li> <li>障害年金・遺族年金から介護保険料が特別徴収されていた人は、太子町から「納付済額通知書」を発行しますので、高齢介護課へお申し出ください。</li> </ul>		太子町から「介護保険料納付額通知書」を送付します。
問 合 せ 先	日本年金機構などの年金保険者	高齢介護課	

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

## 介護保険などの費用と医療費控除

介護保険のサービスを利用した場合で、医療費控除の対象となるものの概要は以下のとおりです。

なお、介護予防サービスも同様の区分となります。



### □施設サービス

施設の種類	医療費控除の対象
①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・介護費、居住費及び食費の自己負担額の2分の1
②介護老人保健施設	・介護費、居住費及び食費の自己負担額
③指定介護療養型医療施設	・診療や治療を受けるために必要な特別室（個室など）の使用料

※日常生活費、特別な居室、または、特別な食事に係る利用料などは対象になりません。

### □居宅サービスなど

医療費控除の対象サービス	医療費控除の対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護 ・訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導）</li> </ul>	・サービス費の自己負担額
<ul style="list-style-type: none"> <li>通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）</li> </ul>	・サービス費及び食費の自己負担額
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護（ショートステイ）</li> </ul>	・サービス費、滞在費及び食費の自己負担額
居宅サービス計画などに基づき、上記のサービスと併用した場合のみ医療費控除の対象となるサービス	医療費控除の対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護（生活援助が中心である場合は除く）</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>通所介護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>短期入所生活介護</li> </ul>	・サービス費の自己負担額

### ●注意事項

※医療費控除を受けるためには、サービス事業者などが発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証が必要です。

※高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費などによる払い戻しを受けている場合は、その払い戻された金額（①の自己負担額に対するものは2分の1相当）を医療費から差し引いて、医療費控除の金額を計算します。

### ◎介護保険サービス以外の医療費控除

医療費控除の対象	要 件
おむつ代の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、主治医が発行した「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象となります。</li> <li>おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定に係る主治医意見書の記載内容が、「おむつ使用証明書」の代わりと認められる場合、高齢介護課で発行する証明書を使って医療費控除の申告をすることができます。</li> </ul>

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538 富田林税務署 ☎24-3281